

第2部 公害の現況及び公害の防止に 関して講じた施策

第1章 環境行政の総合的推進

第1節 新環境総合計画の策定等

第1 大阪府新環境総合計画の策定・推進

大阪府においてはこれまで、「大阪府環境総合計画（STEP 21）」に基づき、公害の未然防止や快適な環境づくりなど、環境政策の総合的推進に努めてきた結果、府域の環境は全般的には改善の傾向がみられる状況にある。

しかし、近年は車社会の進展に伴う自動車公害、生活排水による水質汚濁などの都市・生活型公害の解決や、地球の温暖化、オゾン層の破壊などの地球環境問題への貢献といった新たに解決すべき問題が生じてきた。

このように、府域の環境を取り巻く情勢が大きく変化してきたこと、さらにSTEP 21 の計画期間が平成2年度までであることなどから、21世紀における大阪の望ましい環境のあり方を示す新たな環境総合計画の策定に向け、昭和63年から策定作業に取り組んできた。

この間、府民1万人を対象とする「府民の望ましい環境像に関する意識調査」を実施するなど各界の意見を集約するとともに、平成元年度には庁内13部局48課94名の職員によるプロジェクトチームを発足させ、また、学識経験者による検討会を設置するなど検討作業を進め、平成2年5月「大阪府新環境総合計画概案」を作成し公表した。

さらに、この概案をもとに、市町村等各種団体への説明会、環境管理シンポジウムの開催、アンケート付きパンフレットの配布等により、各界各層の意見聴取を行い、平成3年9月「大阪府新環境総合計画（NEW STEP 21）」を策定した。

新環境総合計画の円滑な推進を図るため、府民向けパンフレットやビデオを作成するとともに、シンポジウムや各種団体への説明会を開催するなど、計画内容の周知に努めている。

第2 公害防止計画の推進

公害防止計画は、公害対策基本法第19条に基づき、現に公害が著しい地域又は人口及び産業の急速な集中等により公害が著しくなるおそれのある地域について、公害の防止に関す

る諸施策を総合的、計画的に講ずることによって公害の防止を図ることを目的としており、内閣総理大臣が計画策定の基本方針を示し、これに基づき関係都道府県知事が策定するものである。

大阪地域においては、昭和47年12月に昭和47年度を初年度とする昭和56年度までの10年間の大阪地域公害防止計画を策定し、各種施策の推進に努めてきた。その後の社会経済情勢等の変化を踏まえ、内閣総理大臣の策定の指示に基づき昭和52年度に第2次計画を、また、昭和57年度に昭和61年度を目標とする第3次計画を、さらに昭和62年度に平成3年度を目標とする第4次計画を、都市地域における大気汚染対策など4つの主要課題をかがけて策定し(表2-1-1)、各種施策の推進に努めてきた。

第4次事業について、平成2年度までに地方公共団体の講じた事業の概要は、総計画事業費1兆8,343億円に対し1兆1,329億円が実施され、事業の進捗率は62%となっている。

事業別にみると、財政上の特別措置がある特例負担適用事業は5,589億円、特例負担非適用事業1,962億円、公害関連事業3,779億円となっている(表2-1-2)。

表2-1-1 第4次大阪地域公害防止計画の概要

地 域 名	大阪地域	
地 域 の 範 囲	豊能郡能勢町、豊能町及び南河内郡千早赤阪村を除く府下全域	
計画承認年月日	昭和63年3月14日	
計画の実施期間	昭和62年度から平成3年度までの5年間	
計画の主要課題	(1) 都市地域における大気汚染対策 (2) 主要幹線道路沿道等における交通公害対策 (3) 淀川水系及び大和川水系の水質汚濁対策 (4) 大阪湾の水質汚濁対策	
計 画 事 業 費	総計画事業費	18,763億円
	(1) 地方公共団体が講ずる措置	18,343 億円
	(ア) 公害対策事業	12,679 億円
	(イ) 公害関連事業	5,664 億円
	(2) 事業者が講ずる措置	420 億円

表 2 - 1 - 2 第 4 次大阪地域公害防止計画進ちょく状況

(単位：億円)

事業名	計画事業費 (A)	事業費(平成元年 度末累計) (B)	進ちょく率(%) (B) / (A)
公害対策事業	12,679	7,550	60
特例負担適用	5,278	5,589	106
特例負担非適用	7,401	1,962	27
公害関連事業	5,664	3,779	67
総計画事業	(18,343) 18,763	(11,329) 11,849	(62) 63

(注) () 内は地方公共団体の講じた事業費で内数を示す。

第 2 節 環境教育等の推進

1 環境月間及び瀬戸内海環境保全月間行事の実施

国では、従来「世界環境デー」の6月5日を初日とする「環境週間」を設定していたが、平成3年度からは週間の幅を拡げ「環境月間」として環境保全をテーマとした各種行事を実施している。

本府においては、毎年6月を「環境月間」として、広く府民、事業者等に対して公害の防止と良好な生活環境の保全に関する意識の向上を図るとともに、府や市町村が行う環境保全のための諸施策に理解と協力を求めるため集中的に環境啓発行事を実施しているが、平成3年度は「環境フェア'91」、「環境シネマフェスティバル」等の行事を実施した。

また、昭和48年以降、瀬戸内海環境保全知事・市長会議の主唱による「瀬戸内海環境保全月間」が設定され（昭和52年度からは社団法人瀬戸内海環境保全協会が主唱）、府としても環境月間行事と併せて瀬戸内海の環境保全に関する府民意識の啓発のため各種活動を行ってきた。

平成3年度における環境月間・瀬戸内海環境保全月間行事の実施概要は表2-1-3のとおりである。

2 「アース・イヤー'92」府民シンポジウムの開催

平成4年6月、ブラジルで地球サミットが開催されることから「地球サミット」の主要テーマである地球温暖化問題を中心に省資源、省エネルギーなど地球にやさしい行動・ライフスタイルの確立を促進するため基調講演とパネルディスカッションを行い、あわせて「大阪府新環境総合計画」の内容を紹介するシンポジウムを開催した。

開催日 平成4年3月26日（木）

会場 テイジンホール（大阪市中央区）

参加者 約260名

プログラム 基調講演：省資源・省エネルギー、リサイクル社会の構築

講師 末石 富太郎（京都精華大学教授）

パネルディスカッション

コーディネーター 村岡 浩 爾（大阪大学工学部教授）

パネリスト アンドレ・ブリューネ（立命館大学教授）

竹内 恒 夫

（環境庁企画調整局地球環境部企画課課長補佐）

東 晴 子

(三菱商事(株)大阪支社業務部地球環境問題担当)

森 本 孝

(地球環境関西フォーラム事務局局長代理)

3 環境教育の推進

現在の複雑多様化する環境問題を解決し、かけがえのない環境を将来の世代に引き継いでいくためには、一人ひとりの住民が自己を取り巻く環境に対する理解と認識を深め、環境に配慮した適切な行動をとることが重要である。

このため、体系的、総合的な環境教育を進めるため、「大阪府環境教育基本方針検討委員会」を設置し、平成元年3月に、その報告書を取りまとめたが、平成3年度においては、それらをふまえつつ次の事業を実施した。

(1) 小学校教員向け環境教育の手引書等の作成・配布

環境教育を学校教育の中で推進していく一助とするため、府教育委員会と連携し、小学校中学年担当教員向けの環境教育手引書「環境にやさしい暮らしと社会を求めて」及び「環境教育手引書活用事例集(小学校編)」を作成し、府下の小学校に市町村教育委員会を通じて配布した。

(2) 環境教育・啓発活動実践事例集の作成

府下で実施されている環境教育活動等の状況について把握を行い、今後の環境教育の推進に資するとともに、情報提供を行うため、本府並びに府下市町村等で実施されている環境教育及び環境啓発活動について実践事例集として取りまとめるとともに、大阪府環境情報コーナーにおいて、データベース化を行った。

(3) 市町村環境教育担当者会議の開催

環境教育推進方策についての討議や情報交換を行い、大阪府域における環境教育の推進を図ることを目的に、府下市町村担当職員を対象とした市町村環境教育担当者会議を開催した。

(4) 環境教育庁内推進会議の開催

社会における環境教育を効果的に推進するため、環境教育庁内推進会議を設置し、その会議を開催した。

4 大阪府環境情報コーナーの運営

環境情報に対する府民のニーズに応じて、環境に関する情報を収集整理し、広く府民に提供、公開するとともに、環境影響評価についての相談等に応じるため、昭和59年6月から「大阪府環境情報コーナー」(大阪市中央区本町1-4-8ひし富ビル2階内)を設置している。

表 2-1-3 環境月間・瀬戸内海環境保全月間行事の概要（平成3年度）

行 事 名	実 施 機 関	行 事 内 容	備 考
府民参加による啓発活動	環境フェア	大阪府 「環境にやさしい暮らしと社会を求めて」をテーマにパネル展示やリサイクル実践教室など府民が楽しみながら環境問題について考える契機となるようなイベントを開催した。（6/1～2）	参加者数 14,000名
	環境シネマフェスティバル	大阪府 大 阪 府 市 町 市 大 守 田 大 環境の大切さを子供たちに訴える目的で「ドラえもん・のび太とアニマル惑星」、「タスマニア物語」等の映画を上映した。（6/11・22・23）	参加者数 1,350名
	環境月間記念植樹	大阪府 大 阪 府 市 大 大 東 環境月間を記念して、苗木200本をボーイスカウト、ガールスカウトの子供たちが植樹した。（6/2）	参加者数 250名
	海辺の教室	大阪府 岬町長松自然海浜保全地区において、海浜の生物観察会を開催するとともに、海岸の清掃を行った。（6/30）	参加者数 100名
	生活騒音防止モデル授業	大阪府 大 阪 府 市 市 大 東 堺 生活騒音問題の啓発のため、小学校5年生を対象に、ビデオ教材等を用いたモデル授業を行った。（6/5・26）	参加者数 310名
	子供のための公害監視センター環境デー	大阪府 小学生を対象に施設見学等を通じて、身近な環境の現状など認識できるように環境学習を行った。（6/10～11）	参加者数 121名
会議の開催	大阪府 大 阪 府 市 局 部 団 体 大 大 近 畿 運 輸 本 部 他 1 9 団 体 自動車公害防止に係る総合的な対策をすすめるため、官民で構成する会議を開催し、3年度の活動方針、国への要望事項等を決議した。（6/19）		
指 導 ・ 検 査	公害防止の自主点検指導・立入検査の重点実施	大阪府 工場等に対する立入検査を強化し、規制遵守と公害防止のための自主点検の指導を行った。	立入件数 大気 404件 水質 226件
	自動車排出ガス等街頭検査	大阪府 大 阪 府 市 町 村 部 警 本 部 府 近 畿 運 輸 局 大 阪 陸 運 支 局 軽 自 動 車 検 査 協 会 大 阪 自 動 車 整 備 振 興 会 府下40箇所の街頭で、自動車の排出ガス及び整備状況を検査し、規制基準の遵守、適正な点検整備について指導した。	検査台数 2,200台
	建設廃棄物処理ガイドライン講習会	大阪府 建設業者に対して建設廃棄物の適正処理、減量化促進について講習を行った。（6/3）	参加者数 300名
	産業廃棄物適正処理の立入指導	大阪府 工場等の産業廃棄物排出事業所及び処理業者に対して、重点的に立入検査を行い、適正な処理が行われるよう指導した。	
普 及 ・ P R 活 動	ポスター等の掲示・配布	大阪府 ・環境月間ポスター、ちらし ・瀬戸内海環境保全月間ポスター ・自動車公害防止啓発ポスター、ルフレット	
	テレビ・ラジオ等による広報	大阪府 テレビ、ラジオ、府広報紙等の媒体を通じて環境月間の趣旨等をPRした。	

平成3年度においても引き続き環境情報の充実に努め、平成3年度末での蔵書数は環境局が発行、收受したものを中心に図書、資料類5,649点を公開し、平成3年度中の利用者数はのべ2,161名であった。また、平成元年6月からは環境教育・啓発用として「環境ビデオライブラリー」を設けているが、平成3年度のビデオテープが貸出し件数はのべ218件、利用者からの報告による視聴者数はのべ41,358名であった。

5 水質環境モニタリング事業の実施

河川の水辺環境に生息する生物の実態を府民自らが観察することによって河川の水質状況を知り、水質保全の重要性についての理解と認識を深めることを目的として、府民参加による「水質環境モニタリング事業」を昭和57年度淀川流域を対象として開始し、昭和60年度から対象河川を府下全域に拡大して実施している。

平成3年度においては夏期にモニタリング期間を設定し、モニターに「観察の手引」を配布し、この手引書にしたがって、水質環境の指標となる生物等（水生生物、魚、植物、鳥、川のようにす等）を府下の河川で観察してもらい、その結果を所定の「観察カード」で報告してもらった。また、この期間中にモニターに観察の方法、生物の生態等の知識を習得してもらうため、専門家の指導のもとで、野外観察会を5回実施するとともに、モニターの質的向上を図り、自主観察の定着化を促進するため研修会を2回実施した（表2-1-4）。

なお、モニターからの報告は、「'91府民のみた川」としてとりまとめ、水質保全の啓発活動を行った。

表2-1-4 水質環境モニタリング実施状況（平成3年度）

モニタリング期間	7月20日～8月10日	研修会実施日	7月22日	7月23日
観察報告数（名）	997	出席者数（名）	118	64
観察会の開催（回）	5	計	182	
観察会参加者数（名）	881			

6 環境情報表示盤による環境情報の提供

平成元年3月に設置した環境情報表示盤（大阪市中央区北浜4丁目）を通して、二酸化窒素や二酸化硫黄の濃度などの大気汚染状況や騒音等の測定値を表示するほか、カラーグラフィック機能を活用して、環境月間などの行事案内や大気、水質、騒音、廃棄物等に関する環境情報をはじめ、広く府政全般に及ぶ各種情報の提供を行っている。



環境情報表示盤

7 環境保全に関する啓発等

大阪府や府下市町村においては、毎年、様々な環境保全に関する啓発活動等に取り組んでいる。

以下、平成3年度において実施した数例を紹介することとする。

(1) 広報パンフレット等の配布

府民及び事業者に対し、府の環境保全に関する各種施策の実施について協力を求めるとともに、環境保全に関する知識の普及を図るため、「おおさかの環境」等のパンフレットを作成し配布した。

(2) 瀬戸内海環境保全協会の活動

瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚を図り、環境保全に関する調査研究等の事業を行うため、昭和51年12月に設立された社団法人瀬戸内海環境保全協会（瀬戸内海沿岸13府県5市、沿岸地区衛生組織及び沿岸漁業協同組合連合会等40団体で構成）では、瀬戸内海の環境保全に関する研修会、各種広報活動をはじめ、清掃美化活動等の事業を推進するとともに、国に対し瀬戸内海の環境保全に関する諸施策の推進について要望を行った。

(3) 環境美化及び廃棄物減量化・リサイクルキャンペーン

府では9月を「環境美化月間」と定め、環境美化及び廃棄物減量化・リサイクルキャンペーンを実施した。これは清潔で快適なまちづくりを進め、廃棄物の減量化・リサイクルについて府民の認識を深めるためのもので、府下小中学生を対象とした絵画・ポスターのコンクール、高校生を対象としたごみ減量化アイデア工作コンクール、府民を対象としたリフォームファッションコンクールを実施し、それぞれ入賞作品を表彰するとともに展示会も行った。

(4) 河川愛護月間等

水辺空間へのニーズが高まる中、府民参加による河川美化運動の推進等、府民と河川とのふれあいを通して河川愛護思想の啓発・普及を図ることを目的として毎年7月を河川愛護月間とし、多彩な行事を府下一円で繰り広げている。平成3年度においても、街頭キャンペーン、河川クリーンキャンペーン、稚魚の放流、標語・写真コンクール等を実施した。

また、平成2年度から府下の河川等において、魚に親しむ川づくり推進事業を6月から11月にかけて実施している。これは幼稚園児や小学生低学年を対象に鮎、コイ、フナ等を放流するとともに淡水魚教室を開催するなどその体験を通じて水産資源の保護、水質保全の意識啓発を図るものである。

さらに、緑道や自転車道の設置等により河川環境の整備が進む神崎川の河川敷きにおいては、住民と神崎川とのふれあいを図るため、昭和63年度から「神崎川ふれあいの日」を実施

している。平成3年度においては、4月28日の日曜日に吹田市とともに高浜橋上流左岸において魚釣り大会、稚魚の放流、ミニ動物園等を催し、約500人の住民で賑わった。

(5) 浄化槽の日記念行事

府では、昭和63年度から毎年10月1日を「浄化槽の日」として記念行事を実施している。これは、多くの府民に利用されている浄化槽について、浄化槽の適切な管理や、正しい知識の定着を図り、「身近な浄化槽」としての認識を広げるとともに、小型合併浄化槽の普及促進を図りながら、生活排水対策の重要性について広く住民に啓発を行うことを目的としているものである。平成3年度においては、「きれいな水を取り戻そう」等をテーマとした講演会、「生活排水を考える」の映画の上映、小学生による浄化槽等をテーマとした絵画の展示会等を実施し、主婦を中心に422名の参加があった。

(6) 市町村の取り組み状況

堺市においては、環境問題を克服するためには身近な日常生活の行動を通じて市民自らが環境や公害に対する正しい認識を持つことが不可欠であるとの観点から消費生活を中心とした環境問題への取組みを実施している。平成3年度においては展示コーナーに環境問題をテーマとしたパネル、エコ商品等を展示するとともに、牛乳パック・アルミ缶の回収、不用品の交換、過大包装やトレーの改良等資源の有効利用のための実践活動を行った。

富田林市においては、市民一人ひとりが日々の生活と環境とのかかわりを深く認識し、今、何ができるか、ちょっとしたくらしの工夫、行動を考えるきっかけとするために市民を対象に環境問題講演会「すばらしきコミュニケーション」を開催した。

田尻町では家庭から出る食用廃油を役場の窓口に持参してもらい、その廃油と同量の石鹼に交換する廃油回収事業「田尻町ウォータークリーン作戦」を実施している。回収した廃油は婦人会の協力を得て、月2回石鹼に加工し、交換に備えている。

また、同町では、年3回各種住民団体やボランティアの協力のもとに公共スペース等の清掃を行う「田尻町クリーン作戦」を行なったり、これらのメンバーを中心に他団体の視察、勉強会、研修会等も実施している。

太子町では、従来から婦人会、老人会、太井川・梅川を守る会をはじめ各自治会等住民が主体となって清掃活動が行われてきたが、この活動の輪をさらに広げ、全住民が一体となって町をきれいにしようと「クリーン太子一万人キャンペーン」を実施している。平成3年度においても8月25日の日曜日、朝7時から一斉に開始。指定した集積場所にごみ、空き缶、空き瓶、雑草、土砂等が集められ、班別に組織された収集班が整理……。今では町の年中行事として定着し、子供から老人までのコミュニケーションの場となっている。

第3節 環境情報の活用

今日の環境行政は、健康で人間性豊かな環境の実現に向けて、その政策を推進していかなければならない。とりわけ、環境汚染の状況や自然環境の状態、汚染が人の健康に及ぼす影響といった環境情報についての的確に把握し、それぞれの地域の持つ特性を十分認識し、地域住民の理解と積極的な参加を得て環境利用の調整を図り、人間と環境とのより望ましいかわり合いを実現していくことが重要である。

また、環境影響評価をより有効に行い、環境利用の適正な管理を図るためには、環境の現況に関する情報のみならず、社会経済の動きを体系的に収集、整理し、現況解析や将来予測等の基礎資料として活用できるようにしなければならない。

このように、環境に関する情報は、環境管理を合理的、科学的にすすめ、環境影響評価を効果的に運用していくために極めて重要な意味を持っている。

1 環境モニタリングシステム

環境モニタリングシステムは、大気、水質、騒音・振動等の環境汚染に係る発生源、環境質、影響についての現況の監視・測定とともに、測定結果や自然的、社会的、経済的諸情報の収集を一元的に体系化したものである。

本システムから得られる環境の現況に関する発生源、環境質、影響の諸情報は、環境汚染や自然破壊が発生する可能性を予測し、適切な対策に結びつける上で必要不可欠である。

なお、これらの環境情報は環境情報システムに蓄積され、現況解析や将来予測等の基礎資料として幅広く活用されるものである。

したがって、大阪府においては、現実の環境行政におけるモニタリング結果の活用、環境情報の管理及び利用のしやすさ等を考慮し、大気、水質、騒音・振動等の環境汚染事象と健康影響、自然環境及び府民意識、苦情等の対象別にその状況を把握するとともに、理化学的手法、生物学的手法、リモートセンシング、アンケート等の手法を駆使した環境モニタリングを体系的に整備している。

特に、「ランドサット」等の地球観測衛星によるリモートセンシングデータについては、府域の土地利用状況の把握等への活用を図ってきた。平成3年度には「ランドサット5号」のデータを用いて、府域の植生の活性度の解析、並びに関西国際空港関連工事にとまなう周辺地域の土地利用及び植生の改変状況の把握を行った。

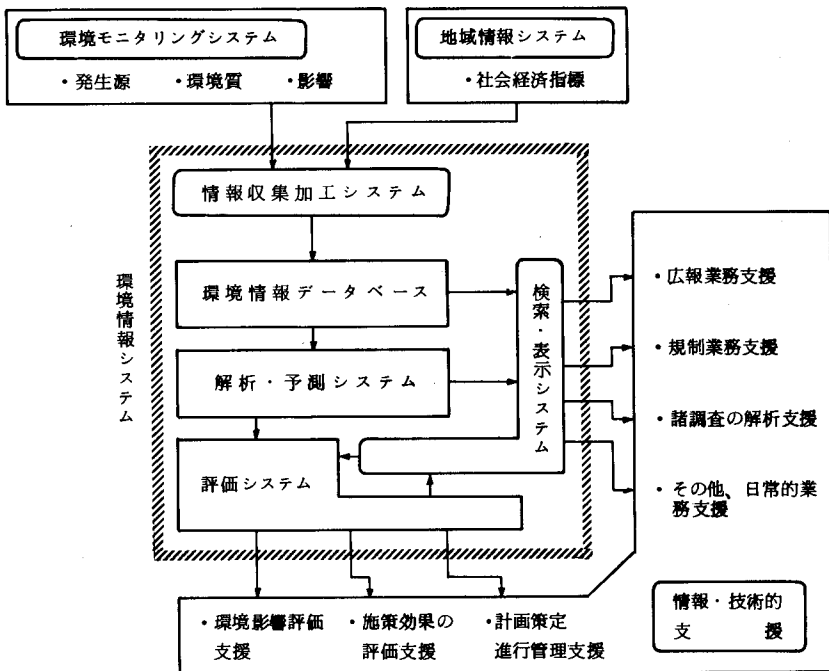
2 環境情報システム

環境情報システムは、環境モニタリングシステムなどにより集められた情報を体系化して解析したり、将来の状況について予測したり、その情報を用いて環境を総合的に評価するシ

システムであり、その概念は図2-1-1のとおりである。

環境情報システムは、効果的な政策決定を行ううえで不可欠な環境の現況に関する正しい認識と問題点の把握、施策の策定に必要な将来予測及び判断材料の提供を可能とする。

図2-1-1 環境情報システムの概念図



このため、大阪府においては、公害監視センターに設置した電子計算機を核として、環境情報システムを支えるハードウェアの整備をはかってきた。昭和63年度以降、イメージシミュレータを導入し、コンピュータグラフィック機能の充実を図っている。これらの機器の効率的運用により、以下の事項に重点を置いて環境情報システムの整備を図る必要がある。

- (1) 地域環境及び環境関連情報を体系的に収集する環境情報データベース機能の拡充整備
- (2) 地域環境の現況や将来予測に関する統計解析、シミュレーション等を可能にする解析・予測機能の拡充整備
- (3) コンピュータグラフィック技術を駆使し、環境質の現況や将来予測計算結果等のわかりやすい検索表示機能の拡充整備
- (4) 地域環境の総合的評価、代替案評価、環境関連施策の選択評価などを支援する評価システムの開発整備

平成3年度においては、環境情報システムとしての整備を図るため、以下の業務を行った。

- (1) 府及び市町村で得られた測定データについては、観測システムを用いて、年報、月報の作成等、各種応用解析を行った。
- (2) 法及び府公害防止条例に基づく府下工場・事業場に関する届出情報を工場・事業場データベースに登録し、発生源規制業務、各種計画策定の支援を行った。
- (3) 各種計画策定や、環境影響評価などに必要な地域情報の整備を図り、メッシュデータ表示システムの運用を行った。
- (4) 産業廃棄物の排出、処理にかかる事業者、施設の情報を管理し、各種集計や統計量の算出および将来予測を行う産業廃棄物情報管理システムの運用及び発生処理状況把握に関するソフトウェアの追加を行った。
- (5) イメージシミュレータを用いた大気汚染予測計算結果の表示等、表示システムの開発を行った。
- (6) 大気汚染長期予測システムの運用を行った。
- (7) 水質汚濁防止法にかかる発生源届出情報処理システムの改良を行った。
- (8) 行政区界等、地図データの一部の更新を行った。

3 公害モニター制度の運営

公害の発生状況を把握し、府民の意向を公害行政に反映させるため、昭和44年度から大阪府公害モニター制度を設置しているが、平成3年度における公害モニター（100名）の活動状況は次のとおりである。

担当地区における公害モニターからの報告及び意見の提出は、総数565件で、そのうち公害が発生しているとするものは15件（大気汚染1件、水質汚濁2件、騒音・振動7件、

悪臭2件、その他3件)であり、これらの報告に基づき関係機関と協力してその処理を図った。

また、公害モニターが住民からの公害相談に応じたものは9件(水質汚濁1件、騒音・振動3件、悪臭2件、その他3件)で、公害モニターの公害行政に対する意見は20件(大気汚染1件、水質汚濁3件、騒音・振動4件、悪臭1件、その他11件)となっている。

さらに公害モニターの環境問題に関する知識の向上を図るため、平成3年6月28日大阪府薬剤師会館において研修会を実施した。

これらのほかに、環境行政を遂行する上での参考に資することを目的として公害モニターに対し、自動車等に関するアンケート調査を実施した。

第 4 節 環境保全に関する調査研究等の実施

1 公害監視センターの業務運営

大気汚染防止法等の公害関係法令及び府公害防止条例に基づく規制に係る各種の試料並びに環境行政推進のために必要な試料の検査・分析等を公害監視センターにおいて実施しているが、平成3年度における事業の概要は次のとおりである。

(1) 大 気 関 係

大気汚染物質の排出規制を推進するため、燃料中の硫黄及び窒素成分、工場排ガス中の窒素酸化物、炭化水素、アスベスト等の有害物質、粉じん中の重金属等の検査、分析を実施した。

また、有害物質等の排出規制に係る基礎資料を得るため、発生源における悪臭物質の排出実態調査及び大気浮遊粒子状物質、アスベストの環境モニタリング調査に係る検査、分析を行った(表2-1-5)。

表 2 - 1 - 5 大気関係分析検体数 (平成3年度)

区 分	燃 料	有 害 物 質	粉 じ ん	そ の 他	合 計
検 体 数	1,102	5,239	1,969	34	8,344

(2) 水 質 関 係

水質汚濁防止に係る排出規制を推進するために、工場・事業場の規制基準遵守指導、地下水質常時監視、ゴルフ場農業等水質検査、苦情相談業務等に係る水質及び土壌・底質の検査、分析を実施した。

また、富栄養化対策および有害物質対策等水質汚濁防止推進のために、瀬戸内海栄養塩類削減対策調査、有機塩素系化合物による水質汚濁対策調査、自然海浜保全地区水質調査等に係る検査、分析を行った。

さらに、公共用水域水質常時監視における測定データの精度管理を行うため、クロスチェック分析を実施した(表2-1-6)。

(3) 騒音・振動関係

工場・事業場の規制基準、自動車騒音・道路交通振動の要請限度、騒音に係る環境基準等の適否の判定並びに府下における各種騒音・振動及び低周波空気振動の現況把握、各種基準の見直し等に必要な資料を得るため、工場・事業場、自動車、航空機、鉄軌道等の騒音・振動及び低周波空気振動の検査、分析を行った。また、阪南丘陵開発計画に係る土砂採取に伴う発破作業による低周波空気振動の調査、分析を行った(表2-1-7)。

表2-1-6 水質関係分析項目及び項目別検体数（平成3年度）

項目	物質等	検体数	物質等	検体数	計
有害項目	カドミウム	78	シアン	108	1,151
	鉛	195	8価クロム	139	
	ヒ素	89	総水銀	48	
	P C B	4	トリクロロエチレン	255	
	テトラクロロエチレン	255			
一般項目	水素イオン濃度	1,522	生物化学的酸素要求量	1,116	6,222
	化学的酸素要求量	1,360	浮遊物質	1,224	
	ノルマルヘキササン抽出物質	446	フェノール	41	
	銅	90	亜鉛	220	
	溶解性鉄	20	全クロム	106	
	ほう素	7	全窒素	27	
	大腸菌数	42	溶解性マンガン	1	
	亜硝酸性窒素	57	硝酸性窒素	57	
	窒素塩素	23	全鉄	612	
	全りん	890		94	
特殊項目	りん酸塩りん	4	塩化物イオン	14	2,212
	L A S	7	ジクロロエチレン	48	
	トリクロロエタン	278	四氯化炭素	30	
	PVA	28	ナトリウム	6	
	カルシウム	6	ニッケル	16	
	その他	42			
	クロロピリホス	50	ダイアジノン	50	
	ベンゾエピン	150	E P N	50	
	フェニトロチオン (MEP)	50	イソキサチオン	19	
	イソフェンホス	32	ピリダフェンチオン	7	
農薬類	アシュラム	50	プロピザミド	50	
	ベスロジン	50	ベンディメタリン	50	
	シマジン (CAT)	50	ナプロバミド	21	
	ペンスリフ (SAP)	21	テルブカルブ (MBPMC)	33	
	イソプロチオラン	50	イプロジオン	50	
	キャプタン	50	トルクロホスメチル	50	
	フルトラニル	50	オキシシン酮 (有機銅)	19	
	エトリジアゾール (エクロメゾール)	18	クロロネブ	34	
	フェナリモル	21	メプロニル	16	
	ベンシクロン	7	マラソン	1	
合 計			10,684	1,099	

表2-1-7 騒音・振動関係検体数（平成3年度）

区分	種類	検体数	合計
騒音	工場・事業場	1,439	1,986
	自動車	96	
	航空機	398	
	鉄軌道	53	
振動	工場・事業場	937	1,689
	道路交通	48	
	鉄軌道	41	
	発破作業	663	
その他	低周波空気振動	1,949	2,061
	その他（風速等）	112	
合 計			5,736

2 各試験研究機関等における調査研究

府では、公害監視センター、公衆衛生研究所、産業技術総合研究所、農林技術センター、水産試験場、淡水魚試験場、大阪府立大学等の府立の調査研究機関を中心として、公害防止技術の開発、汚染メカニズムの解明、汚染影響の把握等を内容とする広範囲な調査研究を実施している。

なお、平成3年度において、これらの調査研究機関が実施した公害に関する主要な調査研究事業の概要は、巻末資料6「平成3年度における環境に関する調査研究」とおりである。

第 5 節 環境影響評価制度と環境監視

第 1 環境影響評価制度の推進

(1) 制度化の経緯

近年、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある各種開発事業について、環境汚染の未然防止を図るため、当該事業が環境に及ぼす影響を事前に調査、予測及び評価する環境影響評価の必要性が重視され、本府においても、これまで多奈川第二発電所の建設、二色の浜環境整備事業、堺泉北港、阪南港の港湾計画等において環境影響評価を実施するとともに、関西国際空港については、府において独自の資料をもとに学識者の意見を聴きつつ、環境影響評価案の検討を行い、昭和 56 年 12 月に「運輸省の環境影響評価案は、おおむね妥当である」として公表している。

このような経験を踏まえながら、本府における統一的な環境影響評価の制度の確立が必要であるとの認識から、昭和 54 年度から環境影響評価に必要な公害事象に係るデータの収集・解析、予測方法の開発及び府域の環境の将来予測を行うなど技術面の検討を進めるとともに、制度のあり方についても基本的な調査検討を進め、昭和 56 年 9 月には、大阪府公害対策審議会に対し、「環境影響評価制度のあり方について」諮問した。審議会ではその後、専門委員会（環境影響評価分科会）に付託され、11 回に及ぶ審議の上、昭和 58 年 1 月 31 日、同審議会から答申が出された。

本府においては、この答申を踏まえて作業を進め昭和 59 年 2 月 14 日、大阪府環境対策推進本部会議の議を経て「大阪府環境影響評価要綱」（以下「要綱」という。）を制定し、技術指針の策定を経て昭和 59 年 4 月 2 日から施行した。また、平成 2 年 4 月 2 日に要綱の一部変更を行い、対象事業を追加した。

一方、国においては、法制度化について、昭和 54 年 4 月の中央公害対策審議会の答申を受けて、昭和 56 年 4 月に法律案が第 94 回国会に提出されて以降審議されたが、昭和 58 年 11 月の衆議院の解散により審議未了となったため、昭和 59 年 8 月 28 日に「環境影響評価実施要綱」が閣議決定され、各省庁において技術指針がまとめられ、現在、一部の事業を除き施行されている。

なお、都道府県及び政令指定都市のうち、環境影響評価に関する条例を制定している団体は、北海道、東京都、神奈川県、川崎市の 4 団体、要綱等を制定している団体は 31 団体となっている（平成 4 年 3 月 31 日現在）。

(2) 要綱の内容

本府要綱の主な内容は次のとおりである。

<対象事業> 要綱の対象となる事業は、次の17事業のうち一定規模以上のものとし、また、これらと同程度に環境に影響を及ぼす可能性があるものとして知事が認めた事業も対象にすることとしている。

①道路の建設、②ダムの建設、③鉄道又は軌道の建設、④飛行場の建設、⑤発電所の建設、⑥公有水面埋立て、⑦土地区画整理事業、⑧新住宅市街地開発事業、⑨工業団地の造成、⑩新都市基盤整備事業、⑪流通業務団地造成事業、⑫工場又は事業場の建設、⑬宅地の造成又は住宅団地の建設、⑭廃棄物処理施設の建設、⑮下水道終末処理場の建設、⑯土石又は砂利の採取、⑰レクリエーション施設の建設（平成4年3月31日現在）。

<対象とする環境項目> 環境影響評価の対象とする環境項目は、表2-1-8のとおりであり、環境影響評価の具体的な方法については技術指針で定めている。

表2-1-8 環境影響評価の対象とする環境項目

区 分	項 目	
生 活 環 境	公害に係るもの	大気汚染、水質汚濁、底質汚染、騒音、振動、低周波空気振動、悪臭、地盤沈下、土壌汚染
	日照障害、電波障害	
自 然 環 境	気象、地象、水象、動物、植物、レクリエーション、自然景観	
歴史的文化的環境	文化財、歴史的文化的景観	

<住民参加> 住民参加は、この要綱の基本的な要素として重視されており、住民は事業者による説明会、知事が必要に応じて開催する公聴会に出席できることとしている。

環境影響評価準備書に対する住民の意見については、対象事業に係る関係地域の住民だけでなく、環境保全上の見地から意見のある者は誰でも、知事に対して意見書を提出できることとしている。

<環境影響評価委員会> 環境保全上の見地から学識経験者の専門的な意見を聴くため、昭和59年2月、環境影響評価委員会を設置した。委員会は、技術指針の策定又は改定に際して意見を述べるほか、知事の求めに応じて、環境影響評価準備書について意見を述べることとなっている。

また、手続きは、次の手順により行うこととなっている（図2-1-2）。

- ① 事業者は、あらかじめ環境影響評価実施計画書を作成し、知事に通知する（知事は必要に応じて助言や資料提供を行う。）。
- ② 事業者は、これに基づき環境影響評価を実施し、環境影響評価準備書を知事に提出する。

- ③ 知事は、関係地域を決定するとともに準備書を公告・縦覧する。
- ④ 事業者は、関係地域の住民に対し説明会を開催し、住民からの意見書を受ける。
- ⑤ 知事は、環境保全上の見地から意見を有する者や関係市町村長の意見を聴き、必要に応じて委員会の意見を求め、公聴会も開いた上で知事の意見書を作成する。
- ⑥ 事業者は、これに基づき環境影響評価書を作成し、知事に提出する。
- ⑦ 知事は、評価書を公告・縦覧する。

(3) 審 査

平成3年度において、都市計画道路、大阪枚方京都線（枚方市域、交野市域）及び国際文化公園都市土地区画整理事業等について、それぞれ環境影響評価委員会の意見を聴くなど厳正に審査を行い、環境保全上の意見等を作成した。

第2 関西国際空港の環境監視

1 関西国際空港環境監視機構の運営

(1) 経緯

関西国際空港の建設・運用に関する環境監視については、運輸省の三点セット資料の「関西国際空港の環境影響評価案」及びそれについての本府の「検討状況について」の中でその必要性が示され、地元市町からの要望等の中でも強く求められてきた。

また、関西国際空港株式会社法案に対する衆・参両議院の各運輸委員会における附帯決議の中でも取り上げられている。

このような中で、本府としても「環境監視体制のあり方」について、地元泉州8市5町等の意見も聞きながら調査・検討を進め、それらを踏まえ、昭和61年2月28日に知事及び関係市町の長から成る「関西国際空港環境監視機構」（以下「監視機構」という。）が発足した。

(2) 目的

関西国際空港の建設・運用及びこれと密接に関連する事業の実施によって地域住民の生活に支障が及ぶことのないよう環境面、社会・経済面の監視を行うことを目的としている。

(3) 監視対象

環境面については、空港の建設・運用及び関連事業の実施に伴う生活環境及び自然環境、社会・経済面については、泉州地域の物価及び地価を監視対象としている。

(4) 監視の方法

事業主体や地方公共団体によって行われた環境監視等のデータの報告を受け、それをチェックするとともに、必要に応じ事業主体等へ対策の要請・勧告等を行うこととしている。

(5) 組織等

監視機構は、大阪府及び泉州9市4町（堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町及び岬町）の長をもって構成している。

監視機構には、環境部会、物価部会及び地価部会を置くとともに、専門的な事項を調査、検討するため環境又は社会・経済に関する学識経験者で構成する「関西国際空港環境監視検討委員会」を置いている。

(6) 運営状況

平成3年度においては、

・環境編は毎月、物価編は季報として4回、地価編は半年報として2回にわたり、監視結果をとりまとめ、大阪府及び泉州9市4町の計17か所において公開した。

- ・空港及びりんくうタウンの工事については、環境保全対策の実施状況等を確認するため、監視機構独自の調査（監視船によるパトロール等）を実施した。（パトロール回数；23回）
- ・また、投入土砂の性状検査並びに空港工事周辺海域の水質調査を毎月実施した。
（空港埋立工事完了に伴い土砂の性状検査は10月で終了）
- ・環境監視データの迅速な把握を行うために、事業主体が共同で設置している関西国際空港総合環境センターの端末機を設置し、環境監視データの迅速な把握に努めた。

2 関西国際空港総合環境センターの活用

(1) 経緯と位置付け

関西国際空港建設事業、南大阪湾岸整備事業（りんくうタウン整備事業）及び阪南丘陵開発計画に係る土砂採取事業については、工事が比較的近い場所で、ほぼ同時期に行われる大規模プロジェクトであることから、環境の保全を図りつつ事業を円滑に推進していくためには、地域全体を捉えた総合的な環境監視を行う必要がある。

このため、これらの事業に係る環境監視を総合的に行えるよう監視機構の助言を踏まえ、大阪府と関西国際空港株式会社は、協力して事業区域に近い泉南市樽井に「関西国際空港総合環境センター」（以下「総合環境センター」という。）を設置した。

総合環境センターは、環境監視計画に基づき調査・測定したデータ等を一元的に収集し、総合的に整理、解析を行うとともに、地域住民にその結果の公開を行うため、昭和62年6月24日からその業務を開始している。

なお、このような複数の事業の環境監視を総合的に行う施設は日本では初めてのものである。

(2) 総合環境センターの機能と役割

総合環境センターでは、3事業に係る大気質、水質、騒音、動植物等の環境監視データをオンラインあるいはオフラインで収集し、常時監視データのモニターをはじめ、データの整理、解析、環境監視結果（月報）の作成等を行っている。

また、総合環境センターのPR室には、見学者が監視結果を自由に閲覧できるよう資料を整備するとともに、求めに応じてPRビデオの映写、事業内容と工事の状況、環境監視の内容と監視結果等について府民への情報提供を行っている。

(3) 活用状況

平成3年度においては、3事業に係る環境監視データの整理、解析を行い、月報等の作成を行った。

また、パンフレット等を作成し、地域住民に対して環境監視の情報公開を行った。

なお、平成3年度末までの閲覧者は2,733名となっている。

関西国際空港総合環境センターの概要

設 置 場 所	泉南市樽井
設 置 主 体	大阪府、関西国際空港(株) (昭和62年6月24日開所)
事 業 内 容	<p>監視対象 関西国際空港建設事業、南大阪湾岸整備事業、阪南丘陵 開発計画に係る土砂採取事業</p> <p>監視内容 大気質・水質・騒音など</p> <p>機 能 調査測定データの収集・整理、結果の公開等</p>

第6節 環境保全基金の活用

環境保全に関する事業実施の財源を安定的に確保し、府域における環境保全活動の一層の充実を図るため、平成2年3月に「大阪府環境保全基金」を設置した。

平成3年度においては、その運用益を活用して、環境教育の推進、地域環境保全活動の支援、地球環境問題に関する調査研究などの各種事業を実施した。（表2-1-9）

なお、平成3年度末現在の基金積立額は、13億3,533万381円であり、平成3年度基金活用事業額は、7,884万6千円であった。

表2-1-9 平成3年度環境保全基金活用事業

事業名	事業概要	事業内容
1. 環境教育推進事業	都市・生活型公害をはじめとする環境問題の解決を図るため、府民一人ひとりに環境に対する理解と認識を深め、自発的な取組を促進すべく、各種環境教育事業の推進を図った。	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校・中学校担当教員向け環境手引書の作成 ・環境教育手引書活用事例集（小学校校）の作成 ・市町村環境教育推進会議の開催
2. 環境月間推進事業	環境問題についての府民意識の高揚を図るため、環境フェア等各種啓発行事を6月の環境月間において実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ・環境フェア'91の開催 ・環境シネマフェスティバルの開催
3. 環境情報コーナー拡充事業	府民に対する環境情報の普及を図るため、各種データベースの作成など、環境情報の整備を行った。	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育・アセス事例データベース作成 ・スライド「おおさかの環境」の作成
4. 新環境総合計画広報ビデオ作成	「新環境総合計画」の紹介ビデオを作成し、計画の周知に努めた。	・「新環境総合計画」紹介ビデオの作成
5. 酸性雨・酸性霧に関する調査研究	大阪府公害監視センター・大阪府立大学・大阪府農林技術センター・大阪府立産業技術総合研究所等の連携により広域実態調査や生態系への影響調査など、酸性雨・酸性霧等の総合的調査を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ・広域実態調査 ・高度別調査 ・生態系影響調査 ・コンクリート構造物への影響調査（酸性雨つらら）
6. 低公害車普及啓発事業	メタノール自動車及び電気自動車を導入し、低公害車普及啓発に使用した。	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車の購入 ・メタノール自動車を賃借
7. 環境保全国際交流事業	本府が友好都市提携している東ジャワ州と職員相互派遣を行うなど、環境保全分野での技術支援、交流活動を推進し、地球環境保全への貢献に努めた。	<ul style="list-style-type: none"> ・東ジャワ州からの研修生2名の受け入れ ・東ジャワ州への専門職員の派遣 ・スリランカ国への専門職員の派遣
8. 減量化・リサイクル社会の形成についての調査	ごみ減量化、リサイクル社会の形成を目指し、過剰包装対策検討調査等を行い、減量化方策を検討した。	<ul style="list-style-type: none"> ・過剰包装対策検討調査 ・多量排出事業所検討調査
9. 地域環境保全活動推進事業	市町村が住民参加により行う地域環境保全活動や環境教育事業に対し、その経費の一部を助成するなど、市町村における取組を推進した。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域環境保全活動推進事業補助 ・環境啓発資材の提供
10. 環境にやさしい府民運動推進事業	府民の環境保全に対する取組を支援するため全府民的な団体による環境保全事業をパイロット的に展開するとともに、府下の環境保全活動を行う民間団体（NGO）の実態調査を行った。	<ul style="list-style-type: none"> ・ボーイスカウトによる環境保全活動支援 ・ガールスカウトによる環境保全活動支援 ・環境保全団体活動調査の実施
11. 水質環境モニタリング事業	府下各河川の水辺に棲息する生物を府民自ら観察することにより、水辺環境保全の重要性について啓発し、水質汚濁の防止対策の推進を図った。	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会の実施（2回） ・モニタリング観察会の実施（5回） ・「観察の手引」作成 ・モニタリング結果「'91 府民のみた川」作成
12. 日中環境保全交流事業	環境面における国際交流を推進するため、中国上海市との間で水質保全専門家を相互に派遣受け入れし、実質的な技術交流を促進した。	<ul style="list-style-type: none"> ・水質保全専門家の派遣 ・水質保全専門家の受入
13. 生活排水対策府民啓発事業	家庭における汚濁削減のため、実践活動用資材購入等、生活排水対策の普及啓発を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活排水対策普及啓発 ・食用廃油の回収、講演会開催等

第7節 土地利用の適正化

将来にわたって持続可能な府域の発展を図っていくためには、地域の生活環境や自然環境の保全と都市開発とを調和させていくことが極めて重要である。

このため、良好な環境の保全と快適な環境の創造という観点から、土地利用に関する法制度の適切な運用を図り、土地利用の適正化を推進していくこととする。

1 大阪府国土利用計画の策定

本府においては、国土の総合的かつ計画的な利用を図ることを目的とした、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第7条に基づき、大阪府国土利用計画を昭和58年3月17日に決定した。

本計画は、土地資源の有限性を踏まえ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ府域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と地域の特性に応じた均衡ある発展を図ることを基本理念として、①土地利用の基本構想、②土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要、③②に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要を定めている。

2 工場の適正配置及び集団化の促進

産業公害の抜本的解決のためには、工場立地の適正化を図る必要がある。特に、市街地における工場と住宅との無秩序混在は、騒音・振動をはじめ各種の公害事象を深刻化させることとなり、種々の弊害により都市の住みにくさの要因をなしている。

本府では、それらの問題を解決し、併せて中小企業の振興に資するため、工場の適正配置及び集団化を促進している。

3 二色の浜環境整備事業の推進

本事業は、二色の浜の保全及び大阪湾等の水質汚濁防止並びに貝塚市地域における土地利用の適正化、都市機能の整備及び生活環境の改善を目的とするものである。

事業の内容としては、内陸部の工場の移転・集約化の促進、下水道、港湾及び道路の整備、移転工場の従業者等のための住宅の供給、海浜性レクリエーションゾーンの創造などの各種施策を有機的に組み合わせた総合的な環境整備事業となっており、工場移転用地、流域下水道処理場用地等必要な用地は、貝塚市脇浜地先海面の埋立てにより造成することとし、昭和53年度に着工した。

平成3年度においては、37億2,449万円の事業費で、主に地盤改良工事、小・中学校建物（第2期）建設工事、緑地・緑道整備工事、道路工事、下水道工事等を実施した。

4 南大阪湾岸整備事業（りんくうタウン整備事業）の推進

本事業は、関西国際空港の対岸部において埋立てを行い、空港建設・運用の支援及び補完と大阪湾及び地域の環境改善を図り、あわせて地域の振興に資するものである。

事業内容としては、泉佐野市、田尻町、泉南市の地先公有水面318.4haを埋め立て、商業業務、空港関連産業、住宅、下水処理場、公園・緑地等の用地を造成するもので、昭和61年度に着工した。

平成3年度においては、651億9,584万円の事業費で護岸工事、埋立工事、橋梁工事、駅周辺等整備工事、環境監視調査等を実施した。